

## I R（統合型リゾート）の実現に向けて コンセプト提案にかかる参加登録事業者等を決定

横浜市は、今後想定される人口減少や超高齢社会の進展などによる社会経済状況の変化においても、将来にわたり成長・発展を続けていくための一つの手法として特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「I R 整備法」という。）に基づき「山下ふ頭」において特定複合観光施設区域（以下「I R 区域」という。）の実現を目指しています。

この度、I R 整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、I R 区域の整備を実施する意思を有する民間事業者からコンセプト提案を募集（Request for Concept。以下「R F C」という。）しておりますが、参加登録事業者等を決定しましたのでお知らせします。

### 1 事業概要

#### (1) 事業の名称

（仮称）横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業

#### (2) I R 区域の概要

- ・所在地：横浜市中区山下町 277-1 ほか
- ・面積：約 47ha

### 2 コンセプト提案の参加登録状況等

	提案を求める内容等	状 況	参加登録事業者数等
①	日本型 I R の実現に関する事	参加登録	7 者
②	開発事業に関する事	参加登録	4 者
③	関連産業に関する事	提 案	15 件

### 3 スケジュール

#### (1) 提案募集項目①②のスケジュール

R F C 参加登録期限	2019 年 10 月 30 日
R F C 提案書の提出期限	2019 年 12 月 23 日
R F C 提案者との対話※期間	2020 年 1 月～2020 年 3 月

#### (2) 提案募集項目③のスケジュール

R F C 提案書の提出期限	2019 年 11 月 15 日
R F C 提案者との対話※期間	～2019 年 12 月中旬

※②③に関する対話は、必要に応じて行います。

お問合せ先

都市整備局 I R 推進課長 幸 孝憲 Tel 045-671-4328